令和七年十月

「測量法に基づく国土地理院長承認(複製)R 7JHF 141」
「本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」

不許複製

（令和七年度）
静岡県鳥獣保護区等位置図

静岡県鳥獣保護区等一覧表

特別保護地区（4箇所　6,041ha）

番号	名称	設定区分	現在所	面積(ha)	期限
新	富士山南　特別保護地区	大規模生息地	富士市、富士宮市、御殿場市、裾野市、駿東郡小山町	4,331	令15. 10. 31
新	愛鷹山 〃	森林鳥類生息地	裾野市	193	〃14. 10. 31
新	千頭水窪 〃	大規模生息地	榛原郡川根本町、浜松市天竜区	1,482	〃16. 10. 31
新	県立森林公園 〃	身近な鳥類生息地	浜松市浜名区	35	〃13. 10. 31

鳥獣保護区（105箇所　137,042ha）

番号	名称	設定区分	現在所	面積(ha)	期限
1	下田　鳥類保護区	森林鳥類生息地	下田市	480	令12. 10. 31
2	雲友会周辺 〃	〃	賀茂郡東伊豆町	462	〃 9. 10. 31
3	姫の沢 〃	〃	熱海市	311	〃12. 10. 31
4	梨本 〃	〃	賀茂郡河津町	200	〃12. 10. 31
5	南アルプス 〃	〃	静岡市葵区	10,827	〃11. 10. 31
6	愛鷹山 〃	〃	沼津市、裾野市、駿東郡長泉町	3,848	〃14. 10. 31
7	香貫山 〃	身近な鳥類生息地	沼津市、駿東郡清水町	788	〃14. 10. 31
8	福徳森 〃	大規模生息地	三島市、御殿場市、裾野市、田方郡函南町	1,353	〃11. 10. 31
9	東海自然歩道北浦 〃	森林鳥類生息地	浜松市天竜区	1,550	〃12. 10. 31
10	田貫湖 〃	集団渡来地	富士宮市	124	〃11. 10. 31
11	川奈 〃	森林鳥類生息地	伊東市	481	〃10. 10. 31
12	伊東市大室高原 〃	〃	伊東市	639	〃10. 10. 31
13	富士市境塚 〃	〃	富士市	413	〃13. 10. 31
14	九火 〃	〃	富士市	76	〃14. 10. 31
15	愛鷹山西 〃	〃	富士市	510	〃14. 10. 31
16	御殿場 〃	〃	御殿場市	931	〃15. 10. 31
17	富士山南 〃	大規模生息地	富士市、富士宮市、御殿場市、裾野市、駿東郡小山町	12,476	〃15. 10. 31
18	伊豆市修善寺 〃	身近な鳥類生息地	伊豆市	56	〃 9. 10. 31
19	田中山 〃	森林鳥類生息地	伊豆の国市	123	〃16. 10. 31
20	函南町 〃	〃	田方郡函南町	231	〃13. 10. 31
21	逆山町 〃	〃	伊豆の国市	586	〃12. 10. 31
22	天城高原 〃	〃	伊東市、伊豆市	576	〃14. 10. 31
23	天城 〃	〃	伊豆市、賀茂郡東伊豆町、河津町、西伊豆町	5,267	〃12. 10. 31
24	樹野市聖心 〃	〃	裾野市	225	〃11. 10. 31
25	日本ランド 〃	身近な鳥類生息地	裾野市	470	〃11. 10. 31
26	須津 〃	森林鳥類生息地	駿東郡小山町	312	〃14. 10. 31
27	大河内 〃	〃	静岡市葵区	1,000	〃15. 10. 31
28	久能山 〃	身近な鳥類生息地	静岡市駿河区	69	〃10. 10. 31
29	有度山 〃	〃	静岡市駿河区、清水区	2,430	〃12. 10. 31
30	谷津 〃	〃	静岡市葵区	110	〃14. 10. 31
31	洞慶院 〃	〃	静岡市葵区	340	〃14. 10. 31
32	藤機山 〃	〃	静岡市葵区	560	〃14. 10. 31
33	藤枝市民の森 〃	〃	藤枝市	42	〃10. 10. 31
34	井川湖 〃	森林鳥類生息地	静岡市葵区	911	〃10. 10. 31
35	横瀬島 〃	〃	静岡市葵区	255	〃12. 10. 31
36	東海自然歩道静居 〃	〃	静岡市葵区	4,545	〃14. 10. 31
37	大楽窪 〃	身近な鳥類生息地	富士市、静岡市清水区	43	〃 9. 10. 31
38	千葉山 〃	森林鳥類生息地	島田市	360	〃15. 10. 31
39	東海自然歩道志太 〃	〃	島田市、藤枝市	1,053	〃 9. 10. 31
40	千頭水窪 〃	大規模生息地	榛原郡川根本町、浜松市天竜区	25,128	〃16. 10. 31
41	大代 〃	森林鳥類生息地	島田市、掛川市	1,059	〃15. 10. 31
42	東海自然歩道川根 〃	〃	島田市	1,543	〃15. 10. 31
43	東能間 〃	〃	牧之原市	450	〃12. 10. 31
44	菅ヶ谷 〃	〃	牧之原市	300	〃12. 10. 31
45	佐倉 〃	集団渡来地	御前崎市、掛川市、袋井市、磐田市	5,261	〃14. 10. 31
46	佐鳴湖 〃	〃	浜松市中央区	112	〃10. 10. 31
47	舘山寺 〃	〃	浜松市中央区	483	〃 8. 10. 31
48	磐田原 〃	身近な鳥類生息地	磐田市	581	〃13. 10. 31
49	浜山 〃	〃	袋井市	28	〃 9. 10. 31
50	県立森林公園 〃	〃	浜松市浜名区	483	〃13. 10. 31
51	松見ヶ浦 〃	集団渡来地	湖西市	172	〃10. 10. 31
52	植 〃	森林鳥類生息地	袋井市	300	〃14. 10. 31
53	東海自然歩道森 〃	〃	周智郡森町	764	〃16. 10. 31
54	東海自然歩道春野 〃	〃	浜松市天竜区	6,500	〃14. 10. 31
55	細江坂部 〃	〃	牧之原市	702	〃10. 10. 31
56	鹿ヶ谷 〃	〃	熱海市	466	〃12. 10. 31
57	上福子 〃	〃	富士宮市	600	〃13. 10. 31
58	東海自然歩道竜山 〃	〃	浜松市天竜区	659	〃15. 10. 31
59	細江湖周辺 〃	集団渡来地	浜松市浜名区	574	〃12. 10. 31
60	細江公園山 〃	身近な鳥類生息地	浜松市浜名区	60	〃17. 10. 31
61	奥山 〃	〃	浜松市浜名区	26	〃12. 10. 31
62	伊東市大池小学校 〃	〃	伊東市	7	〃12. 10. 31
63	御殿場市印野小学校 〃	〃	御殿場市	15	〃11. 10. 31
64	湖西連峰 鳥類保護区	森林鳥類生息地	湖西市	631	〃10. 10. 31
65	大津小学校 野鳥愛護林	身近な鳥類生息地	島田市	80	〃12. 10. 31
66	二俣小学校 〃	〃	浜松市天竜区	24	〃14. 10. 31
67	西天城高原 鳥類保護区	身近な鳥類生息地	賀茂郡西伊豆町	75	〃 8. 10. 31
68	湖西市大知波 〃	森林鳥類生息地	湖西市	1,000	〃 8. 10. 31
69	船明ダム湖 〃	集団渡来地	浜松市天竜区	272	〃11. 10. 31
70	富士川河口 〃	〃	富士市、静岡市清水区	556	〃11. 10. 31
71	天竜川流域森林園 〃	〃	袋井市、浜松市中央区、湖西市	3,219	〃11. 10. 31
72	小笠山 〃	森林鳥類生息地	掛川市	1,107	〃12. 10. 31
73	朝霧高原南 〃	集団繁殖地	富士宮市	957	〃12. 10. 31
74	箱根自然公園 〃	森林鳥類生息地	賀茂郡東伊豆町	150	〃13. 10. 31
75	高草山 〃	〃	静岡市駿河区、焼津市、藤枝市	2,055	〃13. 10. 31
76	宮丸周辺 〃	〃	浜松市天竜区	4,328	〃13. 10. 31
77	伊豆市上船原 〃	〃	伊豆市	333	〃 9. 10. 31
78	殿山町大後 〃	〃	浜松市天竜区	118	〃14. 10. 31
79	磐田市東部 〃	身近な鳥類生息地	磐田市	581	〃16. 10. 31
80	大江片浜 〃	森林鳥類生息地	牧之原市	777	〃17. 10. 31
81	口坂本 〃	〃	静岡市葵区	1,740	〃 8. 10. 31
82	箱根西麓 〃	〃	田方郡函南町	583	〃 9. 10. 31
83	水窪自然休養林 〃	身近な鳥類生息地	浜松市天竜区	23	〃 9. 10. 31
84	篠島湖 〃	集団渡来地	浜松市浜名区	638	〃 9. 10. 31
85	香貫山東 〃	身近な鳥類生息地	沼津市、伊豆の国市、田方郡函南町	400	〃14. 10. 31
86	笂賀 〃	〃	浜松市浜名区	317	〃17. 10. 31
87	川名 〃	身近な鳥類生息地	浜松市浜名区	83	〃11. 10. 31
88	遠華寺池 〃	〃	藤枝市	773	〃12. 10. 31
89	東海自然歩道南沢内 〃	森林鳥類生息地	静岡市清水区	3,350	〃13. 10. 31
90	稲取自然観察の森 〃	身近な鳥類生息地	賀茂郡東伊豆町	16	〃14. 10. 31
91	玉沢 〃	〃	三島市	157	〃14. 10. 31
92	三ヶ日西部 〃	森林鳥類生息地	浜松市浜名区	3,174	〃14. 10. 31
93	川根本町白谷の森 〃	身近な鳥類生息地	榛原郡川根本町	34	〃15. 10. 31
94	青木西の山 〃	〃	富士宮市	310	〃13. 10. 31
95	市民の森浮橋 〃	〃	伊豆の国市	13	〃17. 10. 31
96	トモロトンネル 〃	〃	賀茂郡東伊豆町	33	〃 9. 10. 31
97	荒沢 〃	森林鳥類生息地	御前崎市	86	〃 9. 10. 31
98	宮金崎 〃	身近な鳥類生息地	賀茂郡西伊豆町	4	〃11. 10. 31
99	大浜海岸 〃	身近な鳥類生息地	静岡市駿河区	577	〃12. 10. 31
100	浜北北西部 〃	〃	浜松市浜名区	822	〃14. 10. 31
101	池新田 〃	集団渡来地	菊川市、御前崎市	623	〃 9. 10. 31
102	麻機 〃	身近な鳥類生息地	静岡市葵区	217	〃13. 10. 31
103	沼久保 〃	〃	富士宮市	15	〃14. 10. 31
104	大井川河口 〃	集団渡来地	榛原郡吉田町、焼津市	1,260	〃 8. 10. 31

特定猟具(銃)使用禁止区域（105箇所　34,651ha）

番号	名称	現在所	面積(ha)	期限
1	熱川温泉別荘地	特定猟具禁止区域 賀茂郡東伊豆町	87	令13. 10. 31
2	見高 〃	賀茂郡河津町	358	〃 8. 10. 31
3	伊東市城ヶ崎 〃	伊東市	687	〃13. 10. 31
4	伊東市対島 〃	伊東市	1,184	〃16. 10. 31
5	葛城山 〃	伊豆の国市	263	〃10. 10. 31
6	伊豆アニマルキングダム 〃	賀茂郡東伊豆町	10	〃11. 10. 31
7	安倍川河口 〃	静岡市駿河区	286	〃16. 10. 31
8	牧の原 〃	島田市	3,886	〃10. 10. 31
9	片岡原 〃	牧之原市、榛原郡吉田町	210	〃15. 10. 31
10	浅畑 〃	静岡市葵区	562	〃 8. 10. 31
11	三島市比奈窪 〃	三島市	35	〃11. 10. 31
12	三方原 〃	浜松市中央区、浜名区	4,418	〃17. 10. 31
13	観音山 〃	浜松市浜名区	327	〃16. 10. 31
14	田中平 〃	下田市	80	〃17. 10. 31
15	平山 〃	伊豆の国市	80	〃11. 10. 31
16	コンヤ沢温泉 〃	静岡市葵区	68	〃15. 10. 31
17	坊瀬 〃	湖西市	467	〃13. 10. 31
18	竜洋北 〃	磐田市	108	〃15. 10. 31
19	鳥居手山周辺 〃	藤枝市	617	〃15. 10. 31
20	磐南多目センター 〃	磐田市	11	〃13. 10. 31
21	石はらパークゴルフ場 〃	菊川市	168	〃 8. 10. 31
22	中川 〃	浜松市浜名区	1,356	〃17. 10. 31
23	佐鳴湖周辺 〃	浜松市中央区	430	〃12. 10. 31
24	三ヶ日町大崎 〃	浜松市浜名区	397	〃17. 10. 31
25	渋ヶ島 〃	浜松市天竜区	120	〃17. 10. 31
26	田牛南 〃	下田市	60	〃17. 10. 31
27	日和山 〃	賀茂郡東伊豆町	32	〃 9. 10. 31
28	坂口谷川 〃	牧之原市、榛原郡吉田町	507	〃13. 10. 31
29	千浜 〃	掛川市	52	〃 8. 10. 31
30	佐倉川 〃	磐田市	9	〃12. 10. 31
31	田代倉川南 〃	磐田市	8	〃12. 10. 31
32	庄内倉南 〃	浜松市中央区	111	〃15. 10. 31
33	庄内半島西 〃	浜松市中央区	238	〃15. 10. 31
34	黄金崎 〃	賀茂郡西伊豆町	17	〃15. 10. 31
35	飯新所 〃	湖西市	59	〃15. 10. 31
36	岡部町子持坂 〃	藤枝市	180	〃 9. 10. 31
37	高田ヶ丘 〃	菊川市	25	〃11. 10. 31
38	大坂地区 〃	掛川市	219	〃13. 10. 31
39	笠原原 〃	袋井市	164	〃10. 10. 31
40	大池今之浦川 〃	磐田市	406	〃12. 10. 31
41	和田公園周辺 〃	菊川市	62	〃 8. 10. 31
42	牧之原熱闘温泉 〃	牧之原市	184	〃17. 10. 31
43	遠笠山 〃	伊豆市、賀茂郡東伊豆町	126	〃15. 10. 31
44	太田入出 〃	湖西市	427	〃 8. 10. 31
45	伊豆熱川駅周辺 〃	賀茂郡東伊豆町	316	〃14. 10. 31
46	伊丸地蔵ヶ谷川 〃	浜松市中央区	21	〃16. 10. 31
47	野野川 〃	沼津市、三島市、伊豆の国市、伊豆市、裾野市、長泉町、函南町	600	〃 9. 10. 31
48	和地花川 〃	浜松市中央区	43	〃14. 10. 31
49	沖山梨 〃	袋井市	16	〃 9. 10. 31
50	吹上 〃	浜松市中央区	147	〃 9. 10. 31
51	奥野ダム周辺 〃	伊東市	233	〃11. 10. 31
52	寒天車道 〃	賀茂郡河津町	144	〃11. 10. 31
53	笹間ゴルフ練習場 〃	島田市	68	〃11. 10. 31
54	佐浜古入見浦岸 〃	浜松市中央区	72	〃 9. 10. 31
55	上倉沢 〃	菊川市	37	〃15. 10. 31
56	棒沢川 〃	伊豆の国市	93	〃14. 10. 31
57	灰塚 〃	三島市、沼津市	77	〃14. 10. 31
58	安倍川、藁科川 〃	静岡市葵区・駿河区	1,040	〃14. 10. 31
59	大澤谷川 〃	島田市	119	〃14. 10. 31
60	東富田 〃	菊川市	235	〃14. 10. 31
61	安間川 〃	浜松市中央区	206	〃 9. 10. 31
62	大洞地区 〃	掛川市	91	〃15. 10. 31
63	松尻地区前・谷地 〃	牧之原市	83	〃10. 10. 31
64	新川流域 〃	浜松市中央区	136	〃11. 10. 31
65	天竜高校演習林 〃	浜松市天竜区	94	〃17. 10. 31
66	白須賀 〃	湖西市	79	〃17. 10. 31
67	西大谷ダム公園 〃	掛川市	51	〃 9. 10. 31
68	西田町南部 〃	掛川市	30	〃 9. 10. 31
69	栃山川 〃	焼津市	30	〃 9. 10. 31
70	瀬戸川 〃	焼津市	89	〃 9. 10. 31
71	太田川 〃	磐田市	60	〃14. 10. 31
72	逆川 〃	掛川市	336	〃 9. 10. 31
73	伊佐見 〃	浜松市中央区	255	〃14. 10. 31
74	東山口 〃	掛川市	135	〃10. 10. 31
75	萩間川 〃	牧之原市	51	〃10. 10. 31
76	土方 〃	掛川市	125	〃10. 10. 31
77	国包 〃	掛川市	34	〃10. 10. 31
78	火剣山 〃	菊川市	107	〃11. 10. 31
79	宮内・梶ヶ谷 〃	御前崎市	176	〃12. 10. 31
80	浮島沼 〃	富士市	1,012	〃11. 10. 31
81	中部森林ロッジ付 〃	伊東市	328	〃12. 10. 31
82	勝間田坂部 〃	牧之原市	2,906	〃12. 10. 31
83	丹那 〃	田方郡函南町	1,532	〃12. 10. 31
84	蛟島地区 〃	袋井市	28	〃13. 10. 31
85	諸井浅羽 〃	袋井市	225	〃10. 10. 31
86	青野川 〃	賀茂郡伊豆町	53	〃14. 10. 31
87	スポーツランド 〃	島田市、藤枝市、焼津市	982	〃14. 10. 31
88	塩新田 〃	牧之原市	21	〃14. 10. 31
89	前岡 〃	菊川市	3	〃14. 10. 31
90	原野谷・逆田金調 〃	袋井市	60	〃14. 10. 31
91	庄内湖 〃	浜松市中央区	32	〃14. 10. 31
92	桜台 〃	浜松市中央区	125	〃 9. 10. 31
93	千枚田 〃	菊川市	17	〃15. 10. 31
94	平河地区 〃	袋井市	180	〃15. 10. 31
95	松島 〃	浜松市中央区	44	〃15. 10. 31
96	宇布見 〃	浜松市中央区	159	〃11. 10. 31
97	浮島沼東 〃	沼津市	460	〃17. 10. 31
98	高通山 〃	賀茂郡松崎町	120	〃 8. 10. 31
99	野賀地区 〃	掛川市	9	〃 9. 10. 31
100	藤塚地区 〃	掛川市	16	〃 9. 10. 31
101	新田 〃	静岡市葵区	36	〃10. 10. 31
102	丹野・舎利 〃	菊川市	237	〃11. 10. 31
103	三川地区 〃	袋井市	689	〃11. 10. 31
104	根原 〃	富士宮市	517	〃15. 10. 31
105	大井川 〃	焼津市	330	〃 8. 10. 31

指定猟法禁止区域（1箇所　815ha）

番号	名称	現在所	面積(ha)	期限
1	大規模鳥類生息地 鳥類保護区	浜松市中央区、磐田市	815	無期限

狩猟鳥獣捕獲禁止区域（4箇所　4,072ha）

番号	名称	現在所	面積(ha)	期限
1	毎年西部狩猟鳥獣ノイノシシ・ニホンジカを除く捕獲禁止区域	掛川市	1,641	令9. 10. 31
2	東山口狩猟鳥獣ノイノシシ・ニホンジカを除く捕獲禁止区域	掛川市	1,350	〃 8. 10. 31
3	大浦狩猟鳥獣ノイノシシ・ニホンジカを除く捕獲禁止区域	菊川市	193	〃 8. 10. 31
4	小笠山狩猟鳥獣ノイノシシ・ニホンジカを除く捕獲禁止区域	袋井市	888	〃 8. 10. 31

猟区（1箇所　684ha）

番号	名称	現在所	面積(ha)	期限
1	西富士猟区	富士宮市	684	令15. 10. 31

◇捕獲禁止

狩猟鳥獣名	禁止区域	禁止期限
メスキジ	静岡県内一円	令和9年9月14日
メスヤマドリ	静岡県内一円	令和9年9月14日
イノシシ・ニホンジカを除く鳥獣	掛川市東山口、菊川市西方狩猟鳥獣（イノシシ・ニホンジカを除く）捕獲禁止区域	令和8年10月31日
	掛川市桜木西郷狩猟鳥獣（イノシシ・ニホンジカを除く）捕獲禁止区域	令和9年10月31日
	袋井市小笠山狩猟鳥獣（イノシシ・ニホンジカを除く）捕獲禁止区域	令和8年10月31日

お願い
標識(翼帯)のついたキジ、ヤマドリを捕獲したときには、最寄りの農林事務所へ翼帯及び捕獲場所(地図の３ケタもしくは７ケタ番号)を報告してください。

この図面は、鳥獣保護区、特定猟具使用禁止区域等の位置と区域を概略に示したものです。区域が明確に判別できないときは、裏面の表示を読み、標識を確認するとともに、地元の狩猟者又は県の鳥獣行政担当課(農林事務所)へ問い合せて誤りのないようにしてください。

鳥獣行政担当課（農林事務所）	現在地	電話番号
県庁自然保護課	静岡市葵区追手町9の6	054(221)2545
賀茂農林事務所	下田市中531の1	0558(24)2082
東部農林事務所	沼津市高島本町1の3	055(920)2169
富士農林事務所	富士市本市場441の1	0545(65)2203
中部農林事務所	静岡市駿河区有明町2の20	054(286)9061
志太榛原農林事務所	藤枝市瀬戸新屋362の1	054(644)9243
中遠農林事務所	磐田市見付3599の4	0538(37)2301
西部農林事務所	浜松市中央区中央1丁目12の1	053(458)7234

※西富士猟区に関することは、富士宮市農業政策課(0544(22)1153)へ問い合わせてください。

国有林に入るときは「入林届」等が必要となります。詳しくは、所轄森林管理署へ問い合わせ、事故のないようにしてください。

森林管理署	現在地	電話番号
伊豆森林管理署	伊豆市牧之郷546-5	0558(74)2522
静岡森林管理署	静岡市葵区駿府町1-120	054(254)3401
天竜森林管理署	浜松市浜名区中瀬2663-1	053(588)5591

静岡県における初猟日（11月15日）の日の出・日の入りの時間は、次のとおりです。

地名	日の出	日の入り
三島市	6時19分	16時39分
静岡市	6時21分	16時41分
浜松市	6時23分	16時44分

（国立天文台調べ）

地域によって時差がありますので、出猟の際は、新聞等で確認してください。

規則を守って正しい狩猟

1. 矢先を確かめ、安全と猟獲の自信がなければ発砲しないこと。
2. コジュケイ猟等による水平撃ちを避けること。
3. 弾を装てんしていないときでも銃口を人畜、建物、車、舟など危険の生ずる恐れがある方向に向けないこと。
4. 猟野から公道へ出るときは、銃におおいをして携帯すること。
5. 自動車内に銃を入れたまま放置しておかないこと。
6. 疲労を感じたときは狩猟を中止すること。
7. 狩猟者記章は胸部又は帽子につけること。また、狩猟者登録証、鉄砲所持許可証（網猟及びわな猟免許登録者は除く）を携帯すること。
8. 酒気をおびたときは銃を手にしないこと。
9. 網猟及びわな猟免許登録者は、使用する猟具ごとに金属製又はプラスチック製の標識をつけること。標識には住所、氏名、登録県知事名（静岡県知事）、登録年度及び登録番号を一字の大きさが縦横1cm以上の文字で記載すること。
10. わな猟免許登録者がわなを使用する場合の架設数は、30個以内とすること。
11. 他人の土地で狩猟を行う場合には、土地所有者(占有者)の承諾を得るなど、細心の注意を払うこと。

県からのお知らせ

◎イノシシ及びニホンジカの猟期は、11月1日から3月15日までです。
◎狩猟者登録証は裏面の捕獲調査票に記入のうえ猟期終了後30日以内に返納願います。
◎１月11日は、「ガンカモ一斉調査の基準日」ですので、カモ類の狩猟の自粛に御協力ください。
◎ヨシガモ、ハシビロガモ、クロガモは、生息数が少ないので、捕獲を自粛されるようお願いします。
◎静岡県ではツキノワグマの捕獲の自粛をお願いしています。
◎狩猟の際には、誤射等事故防止のため、目立つ色の帽子やベストの着用等を心がけてください。
◎豚熱(CSF)感染確認区域で狩猟する際は、防疫措置(消毒など)を徹底してください。

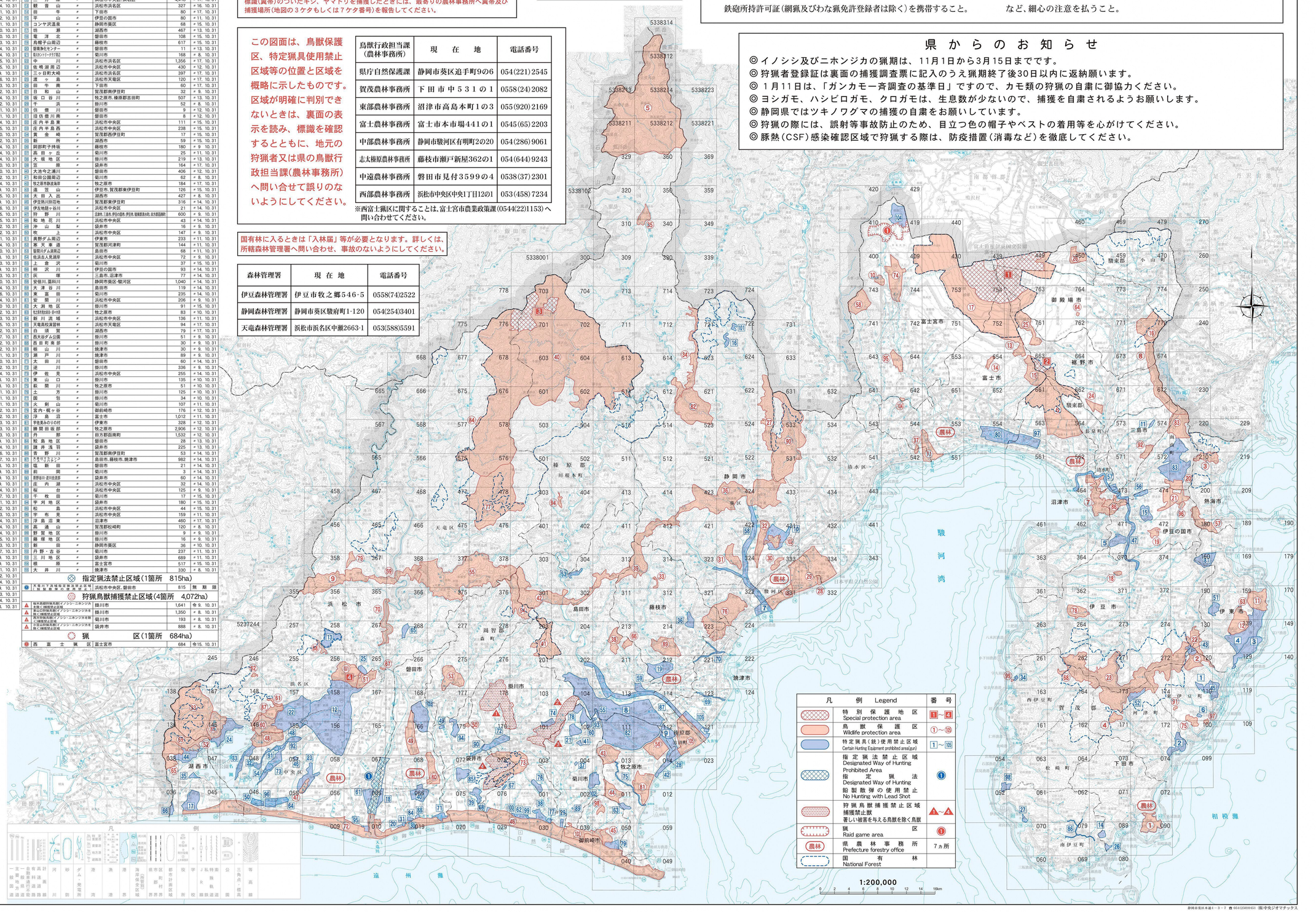

(1) 狩猟鳥獣と狩猟の期間

狩猟鳥獣の種類	狩猟のできる期間
マガモ、カルガモ、コガモ、ヨシガモ、ヒドリガモ、オナガガモ、ハシビロガモ、ホシハジロ、キンクロハジロ、スズガモ、クロガモ、エゾライチョウ、コジュケイ、ヤマドリ（コジロヤマドリを除く。）、キジ、ヤマシギ、タシギ、キジバト、ニュウナイスズメ、スズメ、ミヤマガラス、ハシボソガラス、ハシブトガラス、ヒヨドリ、ムクドリ、カワウ、ユキウサギ、ノウサギ、タイワンリス、シマリス、ツキノワグマ、ミンク、イイズナ、ノネコ、ダヌキ、キツネ、テン（ツシマテンを除く。）、イタチ（オスに限る。）、シベリアイタチ、アナグマ	11月15日から翌年2月15日まで
イノシシ、ニホンジカ	11月1日から翌年3月15日まで

(2) 捕獲の制限数

(法第12条第1項第2号、法施行規則第10条第2項)
猟区の区域外すなわち一般猟野では下表のように捕獲数の制限があるからこれに従わなければならない。この制限の違反に対しては6ヶ月以下の懲役または50万円以下の罰金が課せられる。

狩猟鳥獣の種類	1日の制限数
ヤマドリ（コシジロヤマドリを除く。）及びキジ	合計して 2羽以内
エゾライチョウ	2羽以内
コジュケイ	5羽以内
マガモ、カルガモ、コガモ、ヨシガモ、ヒドリガモ、オナガガモ、ハシビロガモ、ホシハジロ、キンクロハジロ、スズガモ、及びクロガモ	合計して5羽以内（ただし、網猟をする者にあっては、狩猟期間を通して200羽以内）
ヤマシギ及びタシギ	合計して 5羽以内
キジバト	10羽以内

静岡県

この印刷物は、5,680部作成し、1部あたりの印刷経費は159.7円です。

静岡市葵区本通4－3－7 ☎ 054(250)0161 (株)中央ジオマチックス